

(平成23年度)

千葉市立高洲第三小学校
校長 二タ見 茂

大地震・津波発生時等の学校の措置について

本校においても、災害の状況に応じて学校が児童を保護する場合の指針を定め、児童の安全確保について、より適切な判断と対応ができるようにしたいと考えます。

つきましては、千葉市教育委員会が示した大地震・津波発生時等の学校のとるべき措置の指針に基づいて、本校としての対応を下記のように取り組んでいきますのでご理解ご協力をお願いいたします。

記

1 児童の在校時に地震等の災害が発生した場合

- (1) 児童の安全確保を最優先とし、学校の防災計画に基づき児童に適切な初期対応と避難を指示する。
- (2) 児童・教職員の安否確認とけがや施設設備の被害状況を把握する。
- (3) 災害状況等の把握に努め、次のような状況を参考に、児童を保護するかどうかを総合的に判断する。
 - ①発生した地震の震度情報を把握する。
市域で震度5弱以上の地震が発生もしくは同程度の地震と思われれば、児童の保護を検討する。
テレビ・ラジオ等の情報がなければ、体感による震度判断も参考にする。
 - ②児童の心理的動揺を把握する。
学級担任等から報告を受け、児童の心理的動揺を把握する。不安や恐怖が大きければ、児童の保護を検討する。担任や養護教諭等が心理的なケアを行う。
 - ③学区や通学路の状況を把握する。
児童の掌握に直接携わらない職員で、学校周辺や通学路周辺の点検を行う。学校施設や周辺の建物が崩落、通学路周辺に陥没や亀裂等が認められれば、通常の下校は危険であり、児童の保護を検討する。(職員による点検活動の報告があるまで避難場所で待機する。) 場合によっては、防災無線等で中学校区内の学校と情報の共有を図る。
 - ④保護者の状況を把握する。
広域で交通網が遮断状況にあれば、保護者が通常に帰宅できない場合もあり、帰宅後の児童の安全が確保できないこととなる。テレビ・ラジオ等で情報を確認の上、児童の保護を検討する。
 - ⑤津波の情報を把握する。(中央区・美浜区・花見川区の沿岸や河川流域)
防災無線や広報車、テレビ・ラジオの情報などにより、東京湾内湾の津波情報を把握する。東京湾内湾に津波警報・大津波警報が発表されていれば、児童の保護を検討する。この場合、校庭等での保護ではなく、校舎2階以上での保護を検討する。
- (4) 児童を保護する場合、学校は可能な限りの方法で保護者に連絡する。
 - 千葉市学校連絡メール
 - 学級連絡網
 - ホームページ
 - 災害伝言ダイヤル171
- (5) 学校は、児童及び教職員の怪我、施設設備の被害状況、児童の下校等について可能な限りの方法で教育委員会に連絡する。
 - 固定電話やFAX
 - 携帯電話
 - 防災無線 等

- (6) 保護した児童は、保護者に直接引き渡し、下校させることを原則とする。(緊急連絡票記載の災害時引き渡し者) 事情で引き渡しが遅れる場合も、児童の不安が増大しないように注意しながら、確実に保護する。

児童の引き渡し方法等について、学校では、児童の発達段階や地域の実態をふまえ、子どもルーム等と事前に検討しておく。

通学路の安全を確認した後に、教職員引率のもと地域ごとに集団下校させる場合にあっても、直接保護者に児童を引き渡すことを原則とする。保護者不在の場合は、学校で保護する。

- (7) その他の留意事項

児童の在校時に発災し、学校で児童を保護する場合は、子どもルームへの児童の引き渡しは行わないこととする。

2 児童の登下校時に、大規模地震が発生した場合

- (1) 登下校時に大規模な地震等が発生した場合、原則的には、学校に向かう（戻る）こととする。
(2) 登下校途中でも、学校よりも明らかに自宅に近い場合や途中に、他の学校・公民館等の避難場所がある場合などは学校ではなく、自宅や避難場所に避難できるよう、児童個々の登下校の実態をふまえ、保護者と十分な連携をとりながら、あらかじめ指導しておくこととする。

〈確認事項〉

児童の在校時に、東海地震に関する情報が発表された場合

- (1) 教育委員会は、東海地震注意情報の通報を受けた場合は、電話・FAX・地域防災無線等により、その旨を各市立学校等に伝達する。
(2) 学校は、東海地震注意情報発表の連絡を受けた後も、原則として通常どおり教育課程を実施する。適切な時期に学級活動に切り替え、児童に東海地震注意情報が発表されたことを知らせるとともに、地震に対する安全指導を行う。
東海地震注意情報発表段階での児童の下校については、原則として通常どおりの下校とする。
(3) 教育委員会は、「東海地震予知情報」・「警戒宣言」の報を受けた場合、電話・FAX・地域防災無線等により、その旨を各市立学校等に伝達する。
(4) 学校は、「東海地震予知情報」・「警戒宣言」の連絡を受けた場合には、原則として授業等を打ち切り、教職員の指導のもと、児童を帰宅させる。
(5) 児童の帰宅方法については、1 (6) に準ずる。
(6) その他の留意事項
○「警戒宣言」発令中は、市立学校は休校となる。
○教育委員会から各学校に対し、市立学校の再開についての連絡があった後、学校の連絡方法により保護者に連絡するものとする。